慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	序
Sub Title	
Author	堀江, 湛(Horie, Fukahi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1986
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.59, No.12 (1986. 12) ,p.9- 10
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	伊東乾・ 林脇トシ子・ 阿久澤亀夫教授退職記念号
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19861228--009

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

序

昨年度慶應義塾大学法学部を御退職になった四先生のうち、須藤次郎助教授についてはすでに送別の記念論文集を刊行してこれを贈呈した。しかるに伊東乾・林脇トシ子・阿久澤亀夫三教授に贈る記念論文集はこれを合本にするということである。編集の都合上やむをえない旨を申し上げて三先生のお許しを得たという。法学部長は法学研究会の会長もかねている。法学部・法学研究会を代表して三先生の広い御度量にお礼申し上げるとともに、この非礼について深くお詫びを申し上げる。

慶應義塾大学法学部における研究教育の今日の発展が伊東乾先生のお力によるところ極めて大であったことは今さら繰り返すまでもない。先生をお送りした淋しさはもちろんであるが、先生の去られた後の学部の運営と研究教育水準の維持向上をいかに図るか、後進の肩にかかった重荷に身の引き締まる思いを禁じ得ない。

思えば伊東乾先生は自らを律するに誠に厳しい、しかし他に対しては常に寛容で同情を失われない温かい心の持ち主であられた。先生の学問に精進される厳しい態度は我々後進に対する絶えざる無言の励ましであったし、先生の片時も忘れられない慶應義塾に対する愛情は、教育のあるべき姿を我々後進に教え示されるものであった。

先生は、御専門の民事訴訟法において多くの有為な人材を育てられ、民事訴訟法学界における慶應義塾法学部の地位をゆるぎないものとされた。いま先生は選択定年制により阿久澤教授、今年度末に退職される中谷教授と共に杏林大学の新設社会科学部に転ぜられる。この新しい大学に慶應義塾大学法学部に培われた学風が移殖され生成開花する

ことを心から願うものである。

林脇トシ子先生も選択定年制によって御退職になった。慶應義塾大学の法学部は法律学科のホープとして先生の成長に大きな期待を寄せてきた。今その成果が実り、その学識を後進の指導と教育に生かされることを期待した矢先のことである。しかし考えてみれば学問の成果は公共のものである。それは先生個人に帰するものでもなければ、慶應義塾大学法学部のみが独占すべきものでもない。承れば先生は弁護士登録をされ、これまでの研究成果を実務に生かされたいとのことである。新しい御研讃の成果を広く日本の学界、法曹界に還元され、研究者としての社会的責任を全うされることを願うものである。

阿久澤亀夫先生は終始寡黙であられた。しかしそこには厳として譲ることのない一線を堅持するバックボーンの通った先生であった。労働法学という学問に時に伴いがちなイデオロギー性を排し、バランスのとれた平衡感覚を失われない先生の態度は学界と労使関係の実務の世界における先生への信頼をゆるぎないものとした。いずれの領域もまだまだ先生のお力を必要としている。杏林大学で教鞭をとられるかたわら、わが国における労使関係の発展のために一層の御活躍あらんことを乞い願うものである。

昭和六一年一二月

法学部長　堀　江　湛